

意見公募要領

1 意見募集の対象

○ 政令

- ・ 放送法施行令（昭和25年政令第163号）
- ・ 電波法施行令（平成13年政令第245号）

○ 省令

- ・ 放送法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第10号）
- ・ 超短波放送に関する送信の標準方式
- ・ 標準テレビジョン音声多重放送に関する送信の標準方式
- ・ 標準テレビジョン文字多重放送に関する送信の標準方式
- ・ 超短波音声多重放送及び超短波文字多重放送に関する送信の標準方式
- ・ 標準テレビジョン放送（デジタル放送を除く。）に関する送信の標準方式
- ・ 中波放送に関する送信の標準方式
- ・ 標準テレビジョン・データ多重放送に関する送信の標準方式
- ・ 超短波データ多重放送に関する送信の標準方式
- ・ 標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式
- ・ 衛星一般放送に関する送信の標準方式
- ・ 有線一般放送の品質に関する技術基準を定める省令
- ・ 無線局（放送局を除く。）の開設の根本的基準（昭和25年電波監理委員会規則第12号）
- ・ 無線局運用規則（昭和25年電波監理委員会規則第17号）
- ・ 無線設備規則（昭和25年電波監理委員会規則第18号）
- ・ 有線電気通信法施行規則（昭和28年郵政省令第36号）
- ・ 有線電気通信設備令施行規則（昭和46年郵政省令第2号）
- ・ 電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号）
- ・ 事業用電気通信設備規則（昭和60年郵政省令第30号）
- ・ 登録点検事業者等規則（平成9年郵政省令第76号）
- ・ 特定周波数変更対策業務及び特定周波数終了対策業務に関する規則（平成13年総務省令第104号）
- ・ 総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成15年総務省令第48号）
- ・ 放送大学学園法施行規則（平成15年総務省・文部科学省令第2号）

○ 訓令

- ・ 電波法関係審査基準（平成13年総務省訓令第67号）

- ・ 放送法関係審査基準（平成13年総務省訓令第68号）

2 資料入手方法

意見募集対象については、準備が整い次第、電子政府の総合窓口 [e-Gov] (<http://www.e-gov.go.jp/>) の「パブリックコメント」欄及び総務省ウェブサイト (<http://www.soumu.go.jp/>) の「報道資料」欄に掲載するとともに、連絡先窓口において閲覧に供することとします。

3 意見等の提出方法

意見書（別添様式）に氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）、並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記の上、意見提出期限までに、次のいずれかの方法により提出してください。

なお、提出意見は日本語で記入してください。

（1）電子メールを利用する場合

電子メールアドレス : houtaikei_atmark_ml.soumu.go.jp

総務省 情報流通行政局 放送政策課 あて

- ※ スпамメール対策のため、「@」を「_atmark_」として表示しております。送信の際には、「@」に変更してください。
- ※ メールに直接意見の内容を書き込むか、添付ファイル（ファイル形式はテキストファイル、マイクロソフト社 Word ファイル又はジャストシステム社一太郎ファイル）として提出してください。（他のファイル形式とする場合には、担当者までお問い合わせください。）
- ※ 電子メールアドレスの受取可能最大容量は 5MB となっていますので、それを超える場合には、ファイルを分割するなどした上で提出してください。

（2）郵送する場合

〒100-8926 東京都千代田区霞が関 2-1-2

総務省 情報流通行政局 放送政策課 あて

併せて、意見の内容を保存したコンパクトディスク（CD）を添えて提出いただくようお願いする場合があります。その場合の条件は次のとおりです。

- ディスクの種類：追記型のコンパクトディスク（CD-R）または書換型のコンパクトディスク（CD-RW）
- ファイル形式：テキストファイル、マイクロソフト社 Word ファイル又はジャストシステム社一太郎ファイル（他のファイル形式とする場合には、事前に担当までお問い合わせください。）
- ディスクには、提出者の氏名、提出日、ファイル名を記載してください。

なお、送付いただいたディスクについては、返却できませんのであらかじめ御了承ください。

(3) F A X を利用する場合

F A X 番号 : 03-5253-5779

総務省 情報流通行政局 放送政策課 あて

担当に電話連絡後、送付してください。なお、別途、電子データによる送付をお願いする場合があります。

4 提出期限

平成 23 年 5 月 27 日 (金) 17 時 (必着)

郵送による提出の場合も期限内必着とします。

5 留意事項

- ・ 意見が 1000 字を超える場合、その内容の要旨を添付してください。
- ・ 提出された意見は、電子政府の総合窓口 [e-Gov] に掲載するほか、総務省情報流通行政局放送政策課で配布します。
- ・ 御記入いただいた氏名 (法人等にあつてはその名称)、住所 (所在地)、電話番号、電子メールアドレスは、提出意見の内容に不明な点があつた場合等の連絡・確認のために利用します。
- ・ なお、提出された意見とともに、意見提出者名 (団体名及び団体の代表者名に限り、個人で意見提出された方の氏名は含みません。) 及び意見提出者 (個人を含みます。) の属性 (職業又は業種) を公表する場合があります。団体名及び団体の代表者名について、匿名を希望される場合には、その旨を記入してください。
- ・ また、意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。

(別添様式)

意見書

平成 年 月 日

総務省情報流通行政局
放送政策課 へ

郵便番号

(ふりがな)

住所

(ふりがな)

氏名(注1)

電話番号

電子メールアドレス

「放送法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令等の整備に関する意見募集」
に関し、別紙のとおり意見を提出します。

注1 法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載すること。

注2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。別紙にはページ番号を記載
すること。

(別添様式)

別紙

該当箇所	意見